

Q-8

敷地の地盤面が前面道路より1m以上高い場合、道路斜線制限の緩和について、
令第135条の2第1項と、福岡市建築基準法施行細則第17条（道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合）の違いについて教えてください。

A-8

① 令第135条の2第1項の前面道路の高さは、

$$(\text{敷地の地盤面と前面道路の高低差} - 1\text{m}) \times 1/2$$

高くあがったものとみなして、道路高さ制限を適用します。

② 福岡市建築基準法施行細則第17条の前面道路の高さは、

敷地の地盤面から1m低い位置にあるものとみなして、道路高さ制限を適用します。

福岡市では、令第135条の2第2項の規定より、②を適用しています。

